

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
27	3	2	32

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
1<病院事業試算表対比表概要による報告について> 病院では、毎月1回開催される病院運営会議で前月分MONTHLYREPORT及び岐阜市病院事業試算表対比表概要を報告している。 岐阜市病院事業試算表対比表概要に記載されている内容は、会議前月までの損益累計額等、前年度及び前々年度同月時点の損益累計額等、対前年度比増減額、対前々年度比増減額である。その他の収益情報として、各年度前月まで累計の延入院患者数、新規入院患者数、1人当たり入院単価、延外来患者数、1人当たり外来単価を報告しており、費用情報として、給与費、材料費(薬品費・診療材料費別)、経費等を報告している。その他の情報として、新型コロナウイルス感染症対応関連情報がある。 上記の情報及び報告について、次の点から経営成績管理についての分析が不十分であると考えられる。 ① 収益・費用比較以外の情報は、月次推移、前年同月比較あるいは累計比較による増減額、増減率は把握できるものの、増減額の原因分析等の記載はない。 ② 収益・費用比較には、病院全体の収益及び費用について、前年度及び当年度の月次比較をした結果が記載されているが、例えば、人件費の増減要因として、6月及び12月の「期末勤勉手当」など、毎年度定例的に発生する要因の記載もない。 ③ 報告事項は収益・費用比較にとどまり、重要な固定資産の取得、患者負担分未収金残高等の貸借対照表項目についての記載はない。 分析が不十分な事項について質問及び関連資料等の閲覧を実施したところ、電子カルテに補足情報があること及び令和5年度よりカラー資料等を用い、補足事項等を口頭で説明している等、わかりやすい報告に心掛けていたとのことであった。今後は、増減分析等を含めた報告と病院経営に重要な影響を及ぼす貸借対照表項目についても報告をすることが望ましい。	意見	令和5年度から主な増減項目について、増減理由を分析するとともに、報告している。また、貸借対照表項目等について、令和6年度より市長査定において説明し、また議会等へ報告するとともに、その内容を職員に情報共有することとした。さらに、令和5年度決算以降、議会承認後の決算書を職員の利用頻度が一番高い電子カルデシステムのトップページの目立つ場所に掲載することとした。	○	市民病院	病院財務課 総合企画室	54
3<診療科別の費用の分析について> 外来・入院とも診療科別の収益の把握はできていた。一方、費用に関する資料について関連資料を確認したところ、令和3年度は変動費を各診療科毎に把握し、限界利益を算出、固定費を配賦して診療科別利益を算出していたが、病院全体の収益情報については公表されている決算書の数値と整合性が取れていなかった。 管理会計資料は公表事項ではないが、期末時点においては、確定した決算書との整合性が保たれるようにすることが望ましい。 令和4年度の診療科別費用及び収益の把握について聞き取りを実施したところ、原価計算システムを導入しているが、管理が複雑な費用(人件費等)があるため、システム会社と協力して対応中であり、令和5年度中に方向性を決定できるよう最適な方法を模索中とのことである。 原価計算の概念には、収益に対応して増減する費用(以下「変動費」という。)と収益に対応せず一定額発生する費用(以下「固定費」という。)があり、固定費の配賦方法や配賦基準の決定は、組織全体で十分な議論が必要な論点である。 一般に診療科別原価計算の按分配賦は、一定の仮定に基づく配賦率等に基づいて計算されることから、仮定が実態に即していない場合に正確な数値は算出できないため、現時点においても最適な方法を模索中であり、原価計算が困難であるとした当該理由に一定の合理性は認められる。 しかし、費用発生の現状把握ができておらず、病院全体の損益の発生原因を明確にするために、診療科及び部門(以下「診療科等」という。)で発生した費用についても、病院全体で前年同月比較あるいは累計比較を行うのみならず、増減が著しい診療科等について、その原因分析が必要と考える。 具体的には、変動費の把握ができる場合は、変動費のみによる原価計算から取り組み、固定費は病院全体で回収可能かどうかを分析し、導入した原価計算システムを稼働するよう早期の改善が望ましい。	意見	令和6年5月に実施した病院幹部と診療科との面談においては、各科の診療収益から各科ごとの薬品費・診療材料費及び医師の人件費を引いた簡易な原価計算結果を面談資料の一部として提示した。 また、原価計算システムにおける各種設定や令和5年度決算データの取り込み等を完了し、令和6年9月19日に開催した病院幹部と総合企画室の打ち合わせにおいて、令和5年度決算を基にした診療科別原価計算結果を提示した。今後もシステムを活用し、定期的に診療科別原価計算を行っていく。	○	市民病院	病院財務課 医事課 総合企画室	55 56
8<長期未回収債権の整理について> 令和5年3月末時点のその他未収入金の内905,214円が、長期未回収のまま残っている。これは、平成19年の税務調査で指摘を受けた所得税追徴課税分であり、追徴分につき個人負担分も含めて病院事業会計から支払ったものである。その後、当該個人に請求するなどして、回収を進めていたが、本人宛所不明により未回収となっているとのことである。 これについては、発生時からの経過期間を鑑みると回収可能性が乏しいと考えられることから債権放棄により整理することも必要である。	指摘	令和6年度に債権放棄を完了した。	○	市民病院	病院政策課	71
12<診療報酬請求額と入金額の差異管理(公費負担・保険者請求分)について> 病院では、保険者請求分について、入金月ごとの保険請求増減集計表を作成、管理しているとのことであり、当該集計表を閲覧したところ、各月保険者別の減額のみに記載にとどまっていた。 一般的な債権管理の観点からは、①債権額(請求額)、②入金額、③未入金額の情報等は最低限必須であるが、現状の集計表では月ごとの減額総額を把握するにとどまり、債権管理表としては不十分であると思案されるため、早急に改善することが望ましい。	意見	令和7年3月に集計表を改善し、債権額・入金額及び未入金額の項目を設けて対応した。	○	市民病院	医事課	81 82

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営
監査実施年度	令和5年度
包括外部監査人	山田 直孝
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

○、△、×のいずれかを記入

○：措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検 討 中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
27	3	2	32

	指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
16	<病院給食業務委託の業者選定方法について>※2 過去2期契約期間に最終的に応募があったのが、1社のみであり、実質的には競争性が確保されているとは言いがたい結果となっている。病院として、業者参入の開口を広げるため、仕様等の見直し及び業者への参考意見の聞き取りをしたうえで、「業務主任者の資格要件の緩和」、「食材購入金額の市内割合の緩和」を行ったとのことであるが、このような結果を踏まえると、公募型プロポーザル方式の基本原則にあるように、より多くの事業者が参加できるよう今一度必要不可欠な参加条件を検討することが望ましい。	意見	R8年度更新時(業者決定はR7年度末)の仕様書の内容について見直しをしている。主に配膳業務内容について見直しをしているが、人の配置を含め関連部署と最終調整をしていく。それ以外の細部についても仕様書の見直しをしている。	△	市民病院	栄養管理室 病院施設課	96 97 98
18	<中央材料室滅菌業務委託の業者選定方法について> 中央材料室滅菌業務委託契約が、過去4期とも4月～5月までは随意契約、6月～翌年3月(期末)までは指名競争入札となっている理由について、質問等により確認したところ、中央材料室滅菌業務委託の業務実施には、一定の準備期間(人員確保、研修等の期間)が必要であり、その日数の確保が困難であるため、3月までの受注業者と随意契約により契約をし、その後指名競争入札により最も安価な業者と契約をしているためとのことである。 なお、指名競争入札では、日本ステリ株式会社のほか2社の入札があり、日本ステリ株式会社 が最も安価な入札額であることを関連資料の閲覧により確認した。 年度初め2か月は随意契約、残りの10か月は指名競争入札の理由に一定の合理性はあるものの、契約行為が2回となるのは病院及び受注業者の事務負担にもつながら、業務の有効性及び効率性が損なわれる可能性は否定できないことも考えられる。 地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17により定められた岐阜市長期継続契約に関する条例第2条第2号により長期継続契約を締結することができる契約についての規定があり、その対象業務について岐阜市長期継続契約事務処理要領第2条第2項の規定もあることから、長期継続契約への移行を検討することが望ましい。	意見	長期継続契約できる業務は、経常的かつ継続的な業務の提供で、期間中に仕様内容の見直しや配置人員等に大きな変更がないものである必要があるため、中央材料室の担当者に確認し、令和7年度から長期継続契約を締結予定である。	△	市民病院	中央材料室 病院施設課	106 107
19	<臨床検査業務委託の請求管理について> 臨床検査業務委託の「業務委託契約書」には、受託者の義務として委託業務が完了したときは、委託者に対し、速やか(に)その結果を所定の様式により報告することが求められている。また、検査料は、1か月ごとに締め切り、委託者に契約単価に従った委託料の請求を行うことになっている。 病院では、検査業務の報告内容は一覧化したデータで納品されている。検査料の支払いに当たっては、納品されたデータと項目別内訳書(請求明細)を紙ベースで突合している。 検査業務の報告内容が請求明細と相違がないかどうか突合していることは評価できるが、検査業務が一覧化したデータで納品されているのであれば、支払時の突合等を紙ベースで実施することは、事務の有効性及び効率性を非常に損なうことが危惧される。そのため、検査システムを活用して、納品された検査データの内容と請求書との照合(データベース)が可能となるよう検討を行うことが望ましい。	意見	令和6年度は請求書データと突合させるために、検査依頼データリストをデータ化しようとしたが、紙での検査依頼等もあり、全てをデータ化することはできなかった。 令和7年度は、関係部局(医療情報室、中央検査部及び病院施設課)と連携して、電子カルテ上で検査結果入力リストをデータ化出来ないか検討を進める。データ化が可能であれば、そのデータと請求書データとの突合ができるかを年度内を目途に進めて行く。	△	市民病院	中央検査部 病院施設課	112
30	<就職準備貸付金の費用計上のタイミングについて> 看護職員就職準備資金については、貸付けを行った年度に全額を損益計算書で費用計上するのではなく、免除に応じて費用計上を行ったうえで、期末に残存している債権については貸付金等の科目で貸借対照表に表示すべきである。	指摘	包括外部監査からのアドバイスを基に参考となる文献や、他病院の運用等を調査し、適切な経理処理の方法を固めたことから、令和7年度予算の計上にあたっては、免除に応じた費用計上を行ったうえで、期末に残存している債権については貸付金の科目で貸借対照表に表示できるよう、指摘に沿った予算計上を行った。	○	市民病院	病院財務課	144 145